

函館圏都市計画地区計画の決定（函館市決定）

平成 8 年 3 月 29 日
函館市告示 第 66 号
(新規決定)

都市計画港 1 丁目地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	港 1 丁目地区地区計画	
位 置	函館市港町 1 丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 12.4 ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR線函館駅の北約 3.5 キロメートルに位置する旧国鉄宿舎の大規模跡地および JR 宿舎や警察公宅が立ち並ぶ住宅地である。</p> <p>本地区は、現在、工業地として位置付けられているが、北部隣接地区は従前から住宅地としての街並みが形成されており、また、旧国鉄宿舎跡地については、現在弥生町に立地する市立函館病院の移転計画が進められている等の自然的、社会的状況から、北部隣接地と一体となった住居系土地利用への転換が図られつつあり、したがって、今後、医療業務地および住宅地としての良好な環境の創出および確保を図る必要がある。</p> <p>そこで、本計画では、周辺住宅地の住環境に配慮した医療業務地の形成と、住宅地として今後とも良好な住環境の維持、保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発および保全に関する方針	土地利用の方針	<p>医療施設用地と既成住宅地とからなる地区であることから、本地区を次の 2 地区に細区分し、それぞれの地区にふさわしい土地利用を図る。</p> <p>1 医療業務地区</p> <p>周辺住宅地の住環境の保全に配慮しながら、南北海道の基幹病院としての様々な機能の維持、増進が図られる地区とする。</p> <p>2 一般住宅地区</p> <p>工業系土地利用からの転換に伴い、今後、住宅地として良好な住環境の維持、保全を図る地区とする。</p>
	地区施設の整備の方針	当該医療施設の立地により想定される交通動態に対応した地区幹線的な道路を整備するとともに、駐車場および公園、緑地等の公共空地等を適正に配置し、これらの施設の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標および土地利用の方針に基づき、医療業務地区においては、周辺住宅地の住環境に配慮した総合的な医療施設の立地を図り、また、一般住宅地区については、住宅地としての環境を確保するため、それぞれの地区について建築物の用途の制限を定める。

2 地区整備計画

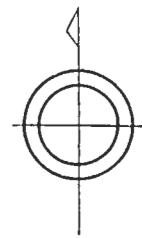
地区の名称	港1丁目地区	
地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域の面積	約12.4ヘクタール	
地区施設の配置および規模	道路（幅員約18m、延長約330m） 配置は計画図表示のとおり	
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	医療業務地区 一般住宅地区
	面 積	約8.3ヘクタール 約4.1ヘクタール
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場または建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の6の2に掲げる運動施設（傷病者の機能回復訓練のための水泳場で病院に併設するものおよび当該訓練を行うための施設内に付設するものを除く。） (3) ホテルまたは旅館 (4) 自動車教習所 (5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (6) 物品販売業を営む店舗または飲食店（病院に併設するものおよび建築物の附帯施設として当該建築物内に付設するものを除く。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（令第130条の6に掲げるものを除く。） (2) ボーリング場、スケート場、水泳場または令第130条の6の2に掲げる運動施設 (3) 自動車教習所 (4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
	備 考 用語の定義および算定方法については、建築基準法（昭和25年法律第201号）および令の例による。	

理 由

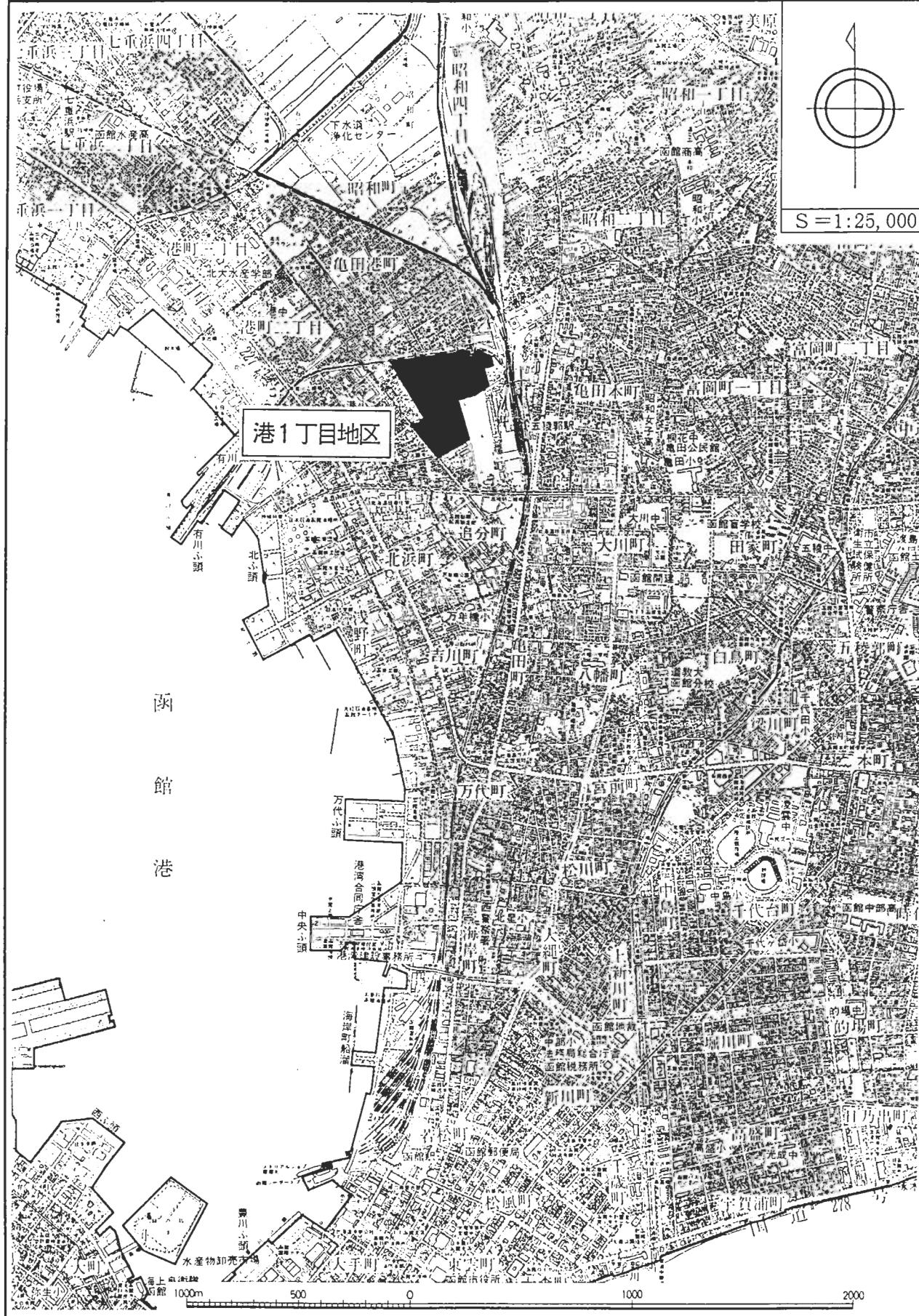
工業系土地利用からの転換を図るなかで、医療業務地および住宅地として、それぞれの地区にふさわしい環境が確保されるよう、地区計画の決定を行うものである。

函館圈都市計画 港1丁目地区地区計画 位置図

S = 1:25,000



陳氏館譜



函館圏都市計画 港1丁目地区地区計画図

